

平成 31 年度

(第 9 事業年度)

事業計画

平成 31 年 4 月 1 日から

平成 32 年 3 月 31 日まで

目 次

はじめに	1
I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示	3
1 新たな記録による保存・公開	
2 レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開	
3 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進	
4 無形文化活動の収集・記録	
5 伝統文化関連団体とのアライアンス構築	
II 伝統文化に関する公演会等の開催	4
1 「小唄まつり」公演主催	
2 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力	
3 広報活動	
III 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成	5
1 日本伝統文化振興財団賞	
2 中島勝祐創作賞	
3 助成事業	
4 邦楽教育支援事業	
IV 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行	6
V 管理部門	7
1 会 員	
2 業務執行体制の整備と強化	

はじめに

(環境認識)

平成 23 年 6 月 1 日に公益認定を受けた本法人の、第 9 事業年度となる平成 31 年度事業計画は、当財団の唯一の公益目的事業である「無形文化の国内外における普及・振興を図り、我が国の文化の向上、発展に寄与するための公益事業」が活動の中核となる。

この活動は、音楽・演劇・舞踊・儀式・祭礼・民俗伝承等の無形文化の録音・撮影による新たな記録・保存、併せて今日まで民間及び各種機関によって記録された音声・映像記録の復元・整備によるアーカイブ化、その両者の公開、さらに無形文化を継承する後継者の育成と国際交流等の事業を行うもので、これらの中で、当財団の設立において求められた主たる 2 つの事業は、記録・保存・公開を通じて無形文化の普及・振興を図る、「無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示」と「無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行」である。

この事業の推進に当たり大きな障壁となる二つの問題点と本法人のスタンスを次に掲げる。

(1) 現代における伝統文化継承に関する問題点

文部科学省の音楽教育指導要領改訂によって、教育現場での伝統音楽指導が平成 14 年によようやく開始されたが、明治期以来、百年を超えて続けられてきた西洋音楽の著しい偏重と、伝統音楽・民俗芸能をないがしろにしてきた音楽教育の影響は甚大で、その結果は多方面にわたって表出している。

その最たるものは、伝統音楽・芸能全般における継承者の大幅な減少である。その背景には、若い世代が安心して伝統音楽に生涯の仕事として取り組み、将来の担い手となっていく環境が乏しい現状もある。

また、伝統音楽・民俗芸能は日本文化の重要な原点のひとつであるにも関わらず、新聞・放送等マスコミの関心は非常に低く、その結果、国民が自国の伝統音楽・民俗芸能を知る機会には実際には非常に少ないのが現状である。

東日本大震災によって、東北地方の多くの民俗芸能伝承の担い手と伝承の現場である施設や装束・道具等が被災し、古から伝えられた貴重な伝承の復興が遅々として進まない中、より広い視点から、日本文化の原点を形成する伝統音楽・民俗芸能の継承に、本法人がいかに寄与していくかが問われている。

(2) 記録・保存・発行に関する問題点

本法人は平成 20 年から SP レコードに残された大正期からの貴重な記録音源の復刻に、一般社団法人日本レコード協会・日本放送協会・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・一般社団法人日本音楽著作権協会と共に取組み、国立国会図書館でのデジタル音源アーカイブと公開を実現したが、国会図書館の本事業への取組みは 6 年前に終了となった。

また、平成 5 年の創立から現在までに刊行した CD アルバム・カセット・ビデオ等は、2000 タイトルを超える。しかし、インターネット時代を背景に、いわゆるパッケージ商品としての音楽・映像作品の流通は大きな転換期を迎え、レコード産業の売上規模は全盛時の四分の一以下にまで低下している。

このような環境にあって、需要が極めて少なくなっている伝統音楽ソフトにおいて、「何時でも何処でも手に入ること」の実現を目指し、少数のニーズに常に応えるために廃盤を実施せず刊行を重ねてきた本法人への期待、要請は各方面からますます高まるものと思われる。

引き続き効率的な運営を行い、スポーツだけでなく文化の祭典でもある 2020 年の東京オリンピックに向けて新たに展望しつつ、存在基盤の強化を図りたい。

(基本方針)

以上の状況を踏まえ、本年度は次の 4 点を軸に事業計画を策定した。

- (1) 伝統音楽・民俗芸能の新たな記録とアーカイブ音源の復刻・公刊を継続・実施する
- (2) 後継者・継承者の発掘・育成に寄与する顕彰事業を継続・実施する
- (3) 伝統音楽・民俗芸能実演家の活動の場としての公演事業を継続・実施する
- (4) 伝統文化の一翼を担う伝統音楽・民俗芸能の振興に直接つながる寄付・会員募集・広報活動を強化する

本法人の公益目的事業に集約された各事業の主眼点は次のとおりである。

- I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示
 - ① 新たな記録による保存・公開
 - ② レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開
 - ③ 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進
 - ④ 無形文化活動の収集・記録
 - ⑤ 伝統文化関連団体とのアライアンス構築
- II 伝統文化に関する公演会等の開催
 - ① 「小唄まつり」等の公演主催
 - ② 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力
 - ③ 広報活動
- III 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成
 - ① 日本伝統文化振興財団賞
 - ② 中島勝祐創作賞
 - ③ 助成事業
 - ④ 邦楽教育支援事業
- IV 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行

I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示（公益目的事業 1）

1 新たな記録による保存・公開

音楽・演劇・舞踊・演芸・儀式・祭礼・民俗伝承等の無形文化を録音・映像によって新たに記録し、保存・公開するもので、本年度は民謡・古典芸能・教育ジャンル等、全 18 タイトルの録音記録・映像記録を年間を通じて行う。

2 レコード各社及び関係団体音源の収集・活用による復刻・公開

19 世紀末の蝋管から今日のデジタル記録に至る音源・映像記録を、伝統文化の基礎的アーカイブとして復元・整備し、保存・公開するもので、本年度は全 11 タイトルの復刻を行う。

3 音源のアーカイブ化及び普及・活用のための体制の構築と推進

当財団が日本レコード協会、日本放送協会等 5 団体と共同設立した「歴史的音盤アーカイブ推進協議会」において調査研究等を実施しつつ、大正期の SP レコードから現在までに記録された音声・映像の整備・保存を行い、累計約 4 万 9 千曲の SP レコード音源をデジタルアーカイブ化し、国立国会図書館に納入した。本年度も民間所有 SP アーカイブ音源等の保存事業を推進する。また、平成 28 年度にスタートした東京外国語大学国際日本学研究院との「戦前 SP 盤総合カタログ構築プロジェクト」による、戦前の歴史的音源データ作成による総合カタログ構築も行ってきた。

本年度は、昭和 30 年代からのアナログテープに残された貴重な伝統文化音源のアーカイブ化に向けて活動をスタートする。

4 無形文化活動の収集・記録

国立劇場・紀尾井ホール・東京証券ホール・能楽堂などの邦楽・伝統芸能専門会場で開催されている各種団体・個人の公演映像記録を年間を通じて行うもので、21 世紀の無形文化実践記録として今後将来に残すべき貴重な文化資産の生成として広く公益に寄与するものである。本年度は、紀尾井ホールでの公益財団法人新日鉄住金文化財団主催公演の全公演の映像記録を行う。その他、箏曲・長唄・能楽等の演奏家主催公演における映像・音声記録も年間を通じて行う。

5 伝統文化関連団体とのアライアンス構築

伝統芸能は多くのジャンルに分かれ、それぞれの芸能の継承や運営に当たる団体・個人が全国に多数存立している。日本の伝統文化の将来にわたる存続と発展を願い、公益法人や関係団体を含めた協力関係を強化し、新たなアライアンスを構築する。

Ⅱ 伝統文化に関する公演会等の開催（公益目的事業 1）

音楽、舞踊、儀式、祭礼、民俗伝承等の無形文化は、現在特定のジャンル（歌舞伎・能楽・落語・講談等）を除き、新聞・放送等で紹介される機会は極めて少ない。このため、未来に残すべき日本の貴重な文化資産である伝統・文化の普及・振興のために、公演・講演・実習・広報等を開催・後援・実施し、広く一般及び教育現場と専門家を対象に無形文化の普及・振興を行う。

1 「小唄まつり」公演主催

小唄を研鑽する方々の発表の場として、小唄各社中からの出演を得て、毎年2日間にわたって開催する。本年度は、7月9日、10日に実施し、両日とも第一部（市丸賞選考の部）、第二部（一般・推薦の部）、第三部（講師演奏）の3部構成で開催し、第一部での優れた演奏に対してビクター専属芸術家として活躍された市丸師の名を冠した奨励賞顕彰を行う。

2 各種演奏会・公演の後援・協賛・協力

当財団の後援等の名義の使用を許可するとともに、本法人ホームページでの広報活動を行うもので、本年度も後援・広報活動を行う。

3 広報活動

ホームページにおいて、伝統芸能等の無形文化に関する公演情報等を紹介するとともに、公式ブログ「じゃぼブログ」やツイッターを利用し、ツイッターでは速報性を重視して多彩な情報を、ブログではツイッターでは伝えきれない演奏家のプロフィール、楽曲解説、各公演の見どころ聴きどころなど多彩な情報を綴っている。

また、邦楽専門誌（邦楽ジャーナル・邦楽の友）への、演奏実演家の活動状況、収集・公刊する刊行物の内容、当財団の活動状況等についての広報活動を継続して行っていく。

Ⅲ 伝統文化に関する団体等に対する顕彰及び助成（公益目的事業 1）

一般に継承が困難な状況を迎えている伝統文化を継承し、将来に伝承すべき人材の発掘を目的として、団体・個人への顕彰・助成を行う。

1 日本伝統文化振興財団賞

わが国の伝統音楽の保存・振興・普及に努めることを目的とする、本法人主催の顕彰事業の一環として平成 8 年に設立。伝統芸能分野で将来一層の活躍が期待される優秀なアーティストについて、広く識者・研究者・芸能実演家からの推薦を受け、本法人が委任する選考委員によって毎年 1 名の対象者を決定する。賞金は 50 万円。副賞として DVD を制作し、受賞者の技芸を広く全国に紹介する。本年度は山田流箏曲の萩岡松柯氏に第 2 3 回当財団賞を贈賞する。（受賞者の情報公開は平成 31 年 5 月 1 日予定）

2 中島勝祐創作賞

長唄三味線方・作曲家として大きな業績を残された故・中島勝祐氏の遺志により、邦楽器による優れた創作作品を公募による作品から選考しその作曲者を 1 名顕彰する。

賞金は 30 万円。運営実務は本法人がその任に当たり、諸経費は中島勝祐記念会が負担。第 8 回となる本年度は、東音高橋智久氏に贈賞する。（受賞者の情報公開は平成 31 年 5 月 1 日予定）

3 助成事業

伝統文化振興に関わる学会、教育研究会等の賛助会員として、各会からの要請による講演、伝統芸能実演家の紹介など、会費と運営への助成活動を行う。

具体的には、現在、一般社団法人東洋音楽学会、東京都小学校音楽教育研究会、東京都中学校音楽教育研究会について、賛助会員として運営を支援し、教材作成、教育現場への和楽器の貸し出し、講師派遣・実習記録保存等で協力活動を行う。

4 邦楽教育支援事業

児童・生徒、音楽教師、および一般を対象とした邦楽に関する授業、和楽器講習会、ワークショップ等の実施を支援する目的で、全国の教育現場等を対象として、伝統芸能実演家の派遣と本法人所有の箏・三味線の楽器貸し出しを、年間を通じて行う。

IV 無形文化に関する出版物並びにディスク及びビデオ等の発行（公益目的事業 1）

前記の「I 無形文化に関する調査並びに資料の収集・記録・保存及び展示」事業によって収集・記録・保存・復元・整備された音楽・映像記録のディスク及びビデオによる発行事業。

昭和期を通じて日本の音源記録・保存の担い手だったレコード各社は、近年の音楽産業の大きな衰退を背景に、刊行数が極めて少ないためまったく収益性がなく、対象が幅広く 100 ジャンル以上にも及ぶ古典音楽・民俗芸能等無形文化の記録・刊行を現在ほとんど行わなくなっている。営利を追求するレコード会社において、当該ジャンルの記録・公刊が将来継続困難に陥るであろうことを予測した本法人設立基金元ビクターエンタテインメント株式会社（現 株式会社 JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント）は、営利を目的としない公益法人での当該ジャンルの存続を図ることを主旨とした本法人を平成 5 年に設立した。

本法人はこの設立趣旨に基づき、現在もレコード各社によって行われている流行歌・ポップス・ジャズ等、収益を追求し得る音声・映像記録以外の「伝統・文化・教育ジャンル」等の音源記録・映像記録を広く公益に寄与する目的を持って続けるとともに、「聴くこと・見ること」が出来て初めて意味を持つそれらの記録を全国どこでも入手可能とするために、本法人設立基金元の協力を得て発行事業の存続を計り、現在まで刊行した約 2000 タイトルを廃盤にすることなく持続するとともに、本年度も新たに下記 29 タイトルの音声・映像記録の制作・刊行を予定している。

① CD・カセットテープ・DVD の制作発行

- ・日本の伝統音楽、古典芸能等
- ・民謡、民俗芸能等
- ・学校・保育用教材

② 伝統文化音源資産の復刻、発行

- ・民謡、吟詠、歌曲等、アナログレコード、SPレコードの復刻、発行

（以上、①②については、別紙、作品編成計画一覧を添付）

V 管理部門

1 会員

民間における数少ない公益認定を受けた伝統文化振興機関として、当法人の求心力は増している。外部の関心が高まるにつれ、本法人の会員数の増加、本法人への寄附等の応募と広報活動を本年度も重要案件として推進する。

引き続きホームページの「じゃぼマガジン」などによる情報発信を継続して、会員とのパイプ強化につとめるほか、会員向けのワークショップなども検討していきたい。

2 業務執行体制の整備と強化

新法による新しい公益法人として、新定款による執行体制、定款及び内部規程に沿った活動に努めている。

業務の進展、拡大により、事務局に新たな人員配置の必要が生じた際は、増員の検討など柔軟に対応する。

以上